

平成26年1月31日

地方消費税率の引上げ に伴う対応について

総務省自治税務局
都道府県税課

目 次

地方消費税率の引上げについて.....	1
引上げ後の地方消費税収の仕組み.....	2
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための 消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する 特別措置法(平成25年法律第41号)の概要.....	3
消費税転嫁対策に関する総務省の取組について.....	4
平成26年度税制改正大綱(抜粋)(軽減税率関係部分).....	5

地方消費税率の引上げについて

1 地方消費税の税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税 率	消費税換算	消費税と合わせた税率
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～(法律上)	78分の22	2.2%	10%

2 引上げ分の地方消費税の用途の明確化

引上げ分の地方消費税(市町村交付金を含む。)については、消費税法第1条第2項に規定する経費(※)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする。

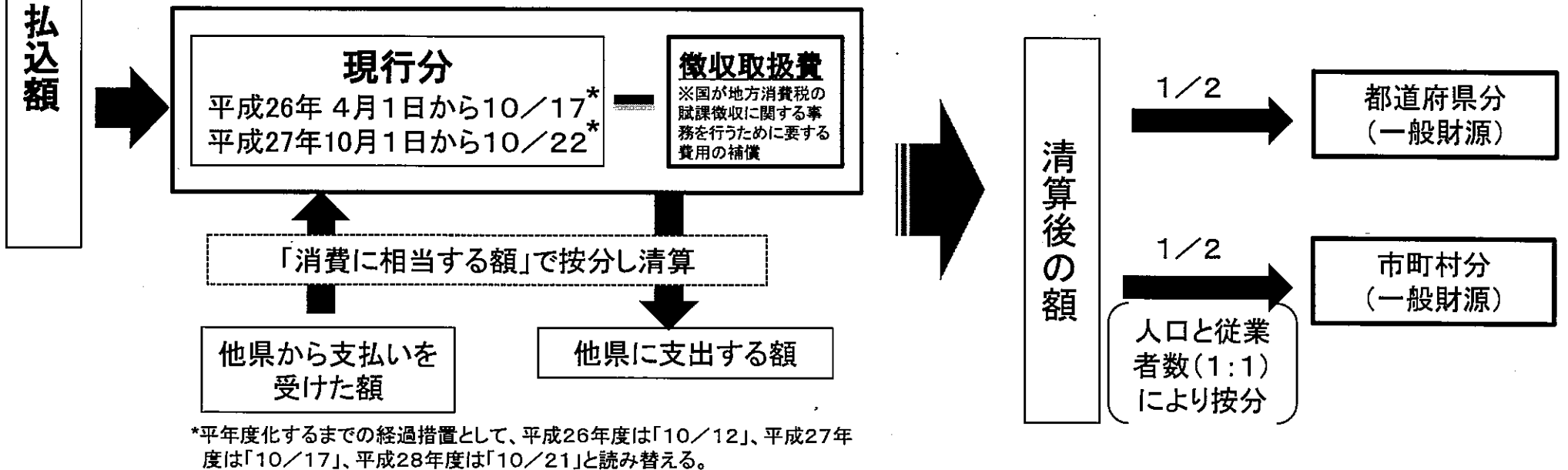
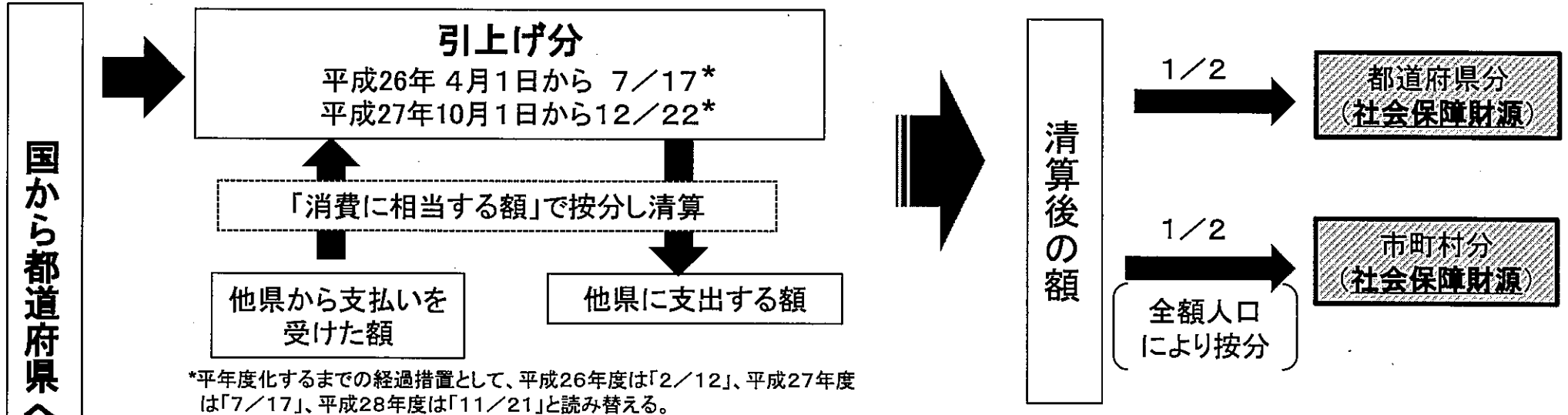
(※)制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

3 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、2のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する(※)。

(※)現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準(人口:従業者数=1:1により按分)は変更しない。

引上げ後の地方消費税収の仕組み



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)の概要

1. 目的

平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

2. 概要

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講ずる。

第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認させないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<平成25年10月1日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う>

消費税転嫁対策に関する総務省の取組について

- 消費税転嫁対策に関し、地方公共団体に対して
 - ・ 転嫁拒否行為の防止等に係る広報や転嫁に関する相談への適切な対応
 - ・ 消費税率(国・地方)の引上げに伴う影響額の歳入歳出予算への適切な計上 等について要請

消費税率(国・地方)の引上げについて(平成25年10月1日総税都第74号)

- 各地方公共団体の転嫁に関する相談窓口と連携を図り、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報への協力
- 地方税法等改正法に関する相談窓口を設置するとともに、地方税法等改正法に関する相談窓口に対して転嫁に関する相談が寄せられた場合には、各地方公共団体の転嫁に関する相談窓口へ取り次ぐなど、適切かつ丁寧に対応すること

消費税率(国・地方)の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて(平成25年10月8日総財公第103号、総財務第118号)

- 消費税率(国・地方)の引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、平成26年4月1日の消費税率(国・地方)の引上げに向け、適切に対処すること

消費税率(国・地方)の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について(平成25年12月4日総行行第198号、総行経第28号)

- 公の施設について利用料金制を導入している場合は、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置(利用料金の引上げの承認等)を講じること、その際、利用料金について定める条例の改正等が必要となきには、適切に対処すること
- 指定管理者に支出する委託費について、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上すること

消費税率(国・地方)の引上げとこれに伴う対応について(平成25年12月24日総財公第124号、総財務第158号)

- 歳入面について、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処すること
- 予算編成にあたり、歳出予算についても、消費税率(国・地方)の引上げに伴う影響額について適切に計上すること

平成26年度税制改正大綱（抜粋）
（軽減税率関係部分）

平成25年12月12日
自由民主党
公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(4) 軽減税率

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

総 税 都 第 2 号
平成26年1月24日

各道府県税務主管部長
東京都総務・主税局長

御中

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について

平成25年10月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税収の引上げとそれに伴う対応について」により、消費税率（国・地方）については、本年4月1日より5%から8%へ引き上げることが確認され、地方消費税収についても100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引き上げられることとなりました。

消費税率（国・地方）引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう。以下同じ。）の財源確保にあることから、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）において、「消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされました。これを踏まえ、国の消費税収については全額「社会保障4経費」に充てることとされ、また、引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記されました。

地方団体においては、この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようすにとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示していただきますようお願いいたします。予算書や決算書の説明資料等における明示の例をご参考として添付しておりますのでご参照ください。

なお、平成26年度における地方消費税収には引上げ前の地方消費税率によるものが含まれるとともに、引上げ後の地方消費税率が適用された地方消費税が国を通じ都道府県に払い込まれるまでは一定期間を要することから、平成26年度の地方消費税収の12分の2に相当する額を「社会保障施策に要する経費」に充てることとされておりましてご留意ください。また、平成26年度における徴収取扱費の国への支払は、社会保障財源化分以外から行うこととされておりましてご留意ください。

貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

留意事項

1 引上げ分の地方消費税の用途の範囲

引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

「社会保障施策に要する経費」には社会保障4経費が含まれているところ、この「社会保障施策」とは、

- ・ 社会福祉
- ・ 社会保険
- ・ 保健衛生

のいずれかに関する施策をいいます。

引上げ分の地方消費税収の用途となる「社会保障施策に要する経費」である、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」それぞれの対象範囲については以下のとおりとなります。

(1) 「社会福祉」

「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かにならしめること」を意味し、具体的には、

- ・ 生活保護 ・ 児童福祉 ・ 母子福祉 ・ 高齢者福祉
- ・ 障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）

などとなります。

(2) 「社会保険」

「社会保険」とは、「保険的方法によって社会保障を行う制度の総称」ですが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、

- ・ 国民健康保険 ・ 介護保険 ・ 年金

などとなります。

(3) 「保健衛生」

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、

- ・ 医療に係る施策 ・ 感染症その他の疾病の予防対策 ・ 健康増進対策

などとなります。

2 都道府県・市町村における社会保障財源額

平成26年度において「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている額は、都道府県では、平成26年度の地方消費税収から、平成26年度中に行った清算により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算

し、他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の12分の2に相当する額から、当該年度中に人口に応じて按分して市町村に交付した額を控除した額となります。また、市町村では、社会保障財源化分の市町村交付金は、平成26年度中に人口に応じて按分して都道府県から交付を受けられた額に相当する額となります。

3 徴収取扱費

平成26年度は、平成25年12月から平成26年11月までに国に納付された地方消費税に係る徴収取扱費を各都道府県が支払うこととなりますが、徴収取扱費の算定に当たっては以下の取扱いを行う予定にしておりますのでご注意ください。

○ 平成25年12月から平成26年3月までに国に納付された地方消費税については、以下のとおり、現行の算定式により算定された金額となります。

- ・ 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額×0.35%
- ・ 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額×0.55%

○ 平成26年4月から同年11月までに国に納付された地方消費税については、以下のとおり、改正後の算定式により算定された金額となります。平成27年度における徴収取扱費の算定も以下の算定式を用いることとなります。なお、平成26年度に国に納付された地方消費税に係る徴収取扱費の算定については、以下の算定式における「総額」に12分の10を乗じ、平成27年度に国に納付された地方消費税に係る徴収取扱費の算定については、以下の算定式における「総額」に17分の10を乗じることとなります。

- ・ 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.45%
- ・ 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.50%

引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。）又は市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

【都道府県の場合】・引上げ分の地方消費税収
（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。）

〇.〇億円

【市町村の場合】・市町村交付金（社会保障財源化分）

〇.〇億円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

〇.〇億円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名（例）	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)
障害者福祉事業	〇〇,〇〇〇				
高齢者福祉事業					
児童福祉事業					
母子福祉事業					
生活保護扶助事業					
小計					
介護保険事業					
国民健康保険事業					
小計					
高齢者医療事業					
病院事業					
疾病予防対策事業					
医療提供体制確保					
小計					
合計					

※表記載の事業名は、一例です。実際に、予算書や決算書の説明資料等に記載する際には、各自治体が行っている事業に応じて適宜、分類してください。事業として該当するものは、地方単独事業及び国庫補助負担金事業における社会保障施策に要する経費（雇用労災対策に要する経費は除く。）となります。なお、地方単独事業については、「社会保障関係の費用に関する調査（平成22年度）について」（平成23年8月17日総財調第23号）を参考にしてください。

※事務費や事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）等は除外してください。ただし、地方公務員等共済組合法に基づき負担金のうち、基礎年金拠出金及び育児休業手当金は計上してください。

事 務 連 絡
平成 26 年 1 月 30 日

各都道府県税務主管課
各都道府県市町村担当課

御中

総務省自治税務局都道府県税課

消費税率（国・地方）の引上げに係る広報について

消費税率（国・地方）の引上げについては、昨年 10 月 1 日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」により確認され、本年 4 月 1 日から 8%へ引き上げられることとなります。消費税率（国・地方）引上げの施行に向けては、国民の皆様が今回の社会保障・税一体改革について一層のご理解とご協力をいただく必要があるほか、消費税（国・地方）を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが必要です。この趣旨から、昨年 10 月に「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成 25 年 10 月 1 日付総務都第 74 号）を發出し、各地方団体に社会保障・税一体改革の趣旨や転嫁対策等の広報への積極的な取組について要請しているところですが、

各地方団体ではこれを踏まえた積極的な広報を行っていただいていることと申しますが、消費税率（国・地方）の引上げを目前に控えたこの時期に、広報誌や説明会等を活用した住民の皆様方に対する広報施策を加速化していただきませうとお願いたしました。現在、総務省や全国地方税務協議会において消費税率（国・地方）引上げに関するポスターやリーフレットを作成しており、本年 1 月末には各都道府県に納入される予定ですので、各地方団体の窓口等へ掲出していただくとともに、別添 1 の資料「消費税率（国・地方）の引上げについて」を作成しましたので、広報誌への掲載や説明会での配布等に十分ご活用いただけますようお願いいたします。

また、国において、本年 2 月中旬から「社会保障と税の一体改革広報に関する地方説明会」を全国各地で行う予定としております（別添 2）。この説明会は、関係省庁の共催による幅広い集客を意図したものであるため、財務省財務局より、集客等についての協力依頼が各地方団体に対してなされることとなりますので、財務省財務局と連携して適切に対応していただきませうようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

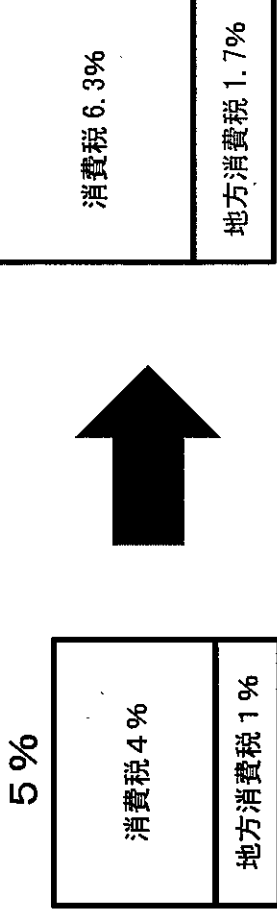
担 当：総務省自治税務局都道府県税課

問 税 第三係 鈴木 鈴木

T E L : 03-5253-5665 (直通)

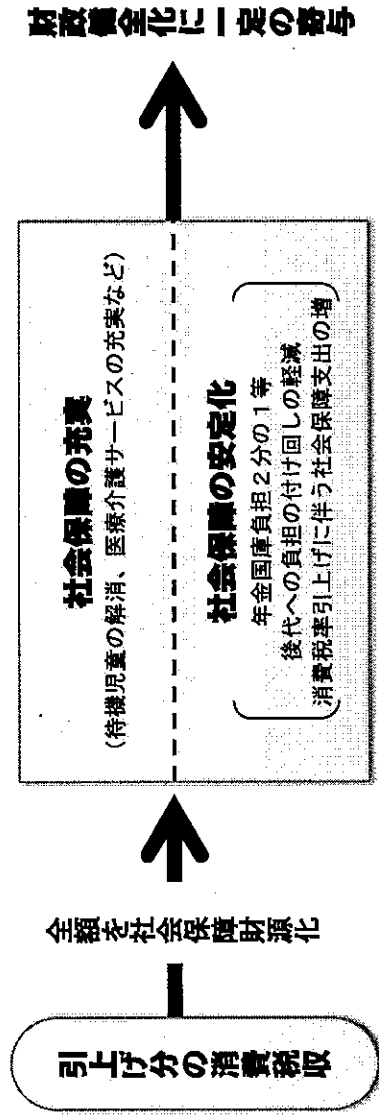
消費税率（国・地方）の引上げについて

1 消費税率（国・地方）が引き上げられます。



- ※ 地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。
- ※ 消費税率 10%（消費税 7.8%・地方消費税 2.2%）への引上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

2 引上げ分の消費税収（国・地方）はすべて社会保障財源化されます。



3 円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。

- 消費税率（国・地方）の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。

お問合せ先 〇〇県〇〇課

TEL：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 E-mail：・・・@・・・.jp

消費税価格転嫁等総合相談センター 専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00（平成 26 年 3 月 4 月は土曜日も受付）

※ お住まいの地域に応じて、以下の通話料金がかかります。

● 固定電話：8.5 円～80 円/3 分間、携帯電話：30 円/3 分間、公衆電話：30 円～220 円/3 分間

HP 上の専用フォーム：http://www.tenkasoudan.go.jp（24 時間受付）

社会保障と税の一体改革広報に関する地方説明会の開催について（案）

1. 開催趣旨

- (1) 昨年10月の消費税率引上げ判断を受け、全国に11カ所ある財務局・財務支局において、地域経済・社会の中核となる事業者等を中心に接触し、消費税率引上げの必要性、経済政策パッケージ等について説明を実施。
- (2) 今後は、消費税率引上げを円滑に実施するため、財務省関係事業者等にとどまらず関係省庁の共催による説明会を全国で実施し、経済対策や社会保障制度改革についても丁寧に説明することとしたい。

2. 実施概要

- (1) 主催者 内閣官房の協力の下、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省による共催。
- (2) 対象地域 【要調整】（最大47都道府県）
- (3) 実施時期 ・平成26年2月中旬から平成26年6月末までを目的に開催。
・二一ズに応じ、同一県での2回目を検討。
- (4) 説明内容の一例（全体で2時間程度）
○第一部【財務省】（30分程度）
国の財政事情、社会保障・税一体改革、転嫁対策、26年度予算・税制改正大綱等
○第二部【厚生労働省】（30分程度）
社会保障制度改革、簡素な給付措置等
○第三部【経済産業省】（30分程度）
経済の好循環実現のための経済対策、中小企業向け支援措置等
○質疑応答（30分程度）
- (5) 説明者 各省1名程度：本省の課長・課長補佐クラス以上
- (6) 参加者の募集方法
開催地の財務局HP等で参加者を公募するほか、関係省庁の最先機関を活用するとともに都道府県と連携し、関係先に個別案内。参加人数は100名程度を目的。
- (7) 開催場所
会場は可能な限り公共施設を利用し、簡素に実施。会場は財務局が関係省庁と連携しつつ、確保。借上料が発生する場合は財務本省で負担。
- (8) 取材対応
原則として、マスコミに公開。
- (9) アンケートによる意見聴取等
参加者にアンケートを実施し、説明内容や政府施策に対する意見・要望の聴取、転嫁対策や賃上げに関する現状把握等を実施。